

## 令和4年度の公定価格の額について【1号認定(幼稚部)】

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

(単位:円)

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	193,250	143,230	125,880
5月	192,980	142,870	125,520
6月	192,720	142,850	125,500
7月	192,490	142,520	125,170
8月	192,070	142,800	125,450
9月	192,490	143,170	125,820
10月	195,040	145,210	127,860
11月	195,720	145,250	127,900
12月	196,100	145,270	127,920
1月	196,520	145,300	127,950
2月	196,520	145,720	128,370
3月	197,930	147,100	129,750
合計	2,333,830	1,731,290	1,523,090

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないことになっています。